

(3) 競技用具等整備事業実施要項

- 1 目的 国民体育大会において優秀な成績を収めるため、選手強化に必要な用具等を整備し、練習環境の条件整備を推進する。
- 2 主催 千葉県競技力向上推進本部（以下「推進本部」という）
- 3 主管 当該競技団体
- 4 対象競技団体 国民体育大会正式競技（41競技団体）
- 5 事業内容 競技用具の整備・・・特に必要と認められる競技用具を次の事項に基づき整備する。
 - (1) 規格変更等があり、特に整備が必要な競技。
 - (2) 競技力向上のために高額で特殊な競技用具等の整備が特に必要な競技
 - (3) その他推進本部が必要と認めたもの。
- 6 経費及び
経費の対象
 - (1) 競技用具等の購入費
 - (2) その他推進本部が必要と認めたもの。
- 7 購入用具の
選定について 該当する競技団体と購入物品の調査を協力して行い、競技力の向上に直結する用具等を選定するとともに適正価格での購入に努める。
- 8 競技用具の
保管について
 - (1) 競技用具は、原則として競技団体が保管する。
 - (2) 競技用具の維持・管理に要する経費は、原則として競技団体が負担する。
- 9 その他 この要項に定めるもののほか、必要な事項は推進本部と当該競技団体が協議して決定する。